

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A 質問一覧

Q&A種類別 一覧

■全般的な内容に関するQ&A (第5版) 令和4年9月15日更新

■発注者、施工業者向けQ&A 令和4年4月27日更新

■業種別Q&A (第3版) 令和4年9月15日更新

■生活環境の保全のための基準にかかる調査Q&A (第3版) 令和5年11月15日更新

質問事項一覧

■全般的な内容に関するQ&A

1 条例の概要と規制対象

- Q1-1 盛土等の規制に関する条例の特徴を教えてください。
- Q1-2 許可が必要となる事業はどのようなものですか。
- Q1-3 許可が不要となる事業はありますか。
- Q1-4 土砂等を工事区域内外に一時的に仮置きする場合、盛土条例の許可は必要ですか。
- Q1-5 盛土条例の対象となる高さ（厚さ）の規定はありますか。
- Q1-5-① 路床の厚さを調整して、舗装の高さを一定にしてもよいですか。
- Q1-5-② 条例では、平坦な場所での30cm未満の敷均しは盛土等として扱わないこととなっていることから、盛土等区域が条例と都市計画法の開発行為等で異なっても構いませんか。
- Q1-6 条例施行日（令和4年7月1日）までに市町の土地利用事業の承認が得られた場合、許可不要となりますか。

2 申請前に行うこと

(1) 土地所有者の同意に関すること

- Q2-(1)-1 土地の所有者が多数の場合、全員に説明し、同意を取得する必要がありますか。
- Q2-(1)-2 土地の所有者の同意書は、市町土地利用事業等の同意書の様式を使用できますか。
- Q2-(1)-3 同意書への土地の所有者の押印は必要ですか。
- Q2-(1)-4 盛土等区域に市町の所有地がある場合、市町長の同意は必要ですか。
- Q2-(1)-5 申請者が土地の所有者の場合も同意書は必要ですか。
- Q2-(1)-6 同意書は、盛土等を行う区域の土地の所有者からもらえばよいですか。
(切土部の土地の所有者の同意は不要ですか。)
- Q2-(1)-7 共有林等の共有地で、所有者が多数存在する場合、全員からの同意は必要ですか。
- Q2-(1)-8 申請者が、土地の所有者から土地を購入する予定であり、売買契約まで行っている場合、現在の土地の所有者の同意を取得する必要がありますか。
- Q2-(1)-9 相続が発生している場合、相続権利者全員からの同意は必要ですか。
- Q2-(1)-10 同一地番に複数の権利者が登記されている場合、同意書は人数分用意する必要がありますか。
- Q2-(1)-11 土地の登記面積と実際に使用する面積が異なる場合、どのように記載したらよいですか。
- Q2-(1)-12 都市計画法の開発許可や森林法の林地開発許可の申請書に登記事項の証明書添付する場合、2重、3重に登記事項を取得することとなり、大きな費用負担となりますので、盛土等の許可申請に添付する登記事項証明書等は写しでも構いませんか。

(2) 周辺住民への説明に関すること

- Q2-(2)-1 周辺住民への説明会では、どのような内容を説明すればよいですか。
- Q2-(2)-2 住民からの発言、要望が多かった場合、説明会開催結果等報告書を提出するに当たって、類似意見をまとめてもよいでしょうか。
- Q2-(2)-3 説明会を複数回開催した場合、報告書は1枚にまとめて作成してもよいでしょうか。
- Q2-(2)-4 全世帯の○%以上の参加が必要など、説明会の参加者数について要件はありますか。
- Q2-(2)-5 説明会は、市町の土地利用事業等に基づく説明会と兼ねてもよいでしょうか。
- Q2-(2)-6 説明会の開催報告は、市町の土地利用事業等の様式を使用できますか。
- Q2-(2)-7 説明会では、住民から様々な意見が寄せられると考えられますが、申請予定者は、どのような意見等にどの程度対応すればよいのですか。
- Q2-(2)-8 地域の住民からは事業の実施を強く反対されており、説明会を開催しても意見交換にならないことが予測されるような場合でも、説明会を開催しなくてはなりませんか。
- Q2-(2)-9 自治会長や自治会役員に行った説明会も条例で規定する説明会として認められますか。
- Q2-(2)-10 自治会長に相談したところ、説明会の開催は不要と言われましたが、それでも条例で規定する説明会は開催しなくてはなりませんか。

- Q2-(2)-11 条例の公布後から、申請の準備をしてきましたが、土壌の汚染状況の調査結果が出るまでに30日程度かかると言われており、説明会（申請の30日前までに開催）に間に合いません。説明会を先行して実施することは認められますか。
- Q2-(2)-12 新型コロナウイルスの感染拡大を懸念した自治会から、説明会の開催を拒否されているため、回覧での周知でも構いませんか。
- Q2-(2)-13 住居地区から離れた場所のため、説明会を開催する住民が存在せず、説明会が開催できない場合は、どのようにしたらよいですか。
- Q2-(2)-14 自治会が広いため、自治会長から単位区での説明会の開催を求められており、条例の規定と異なりますが、どのようにしたらよいですか。

(3) 土壌の汚染状況の調査に関すること

- Q2-(3)-1 土壌の汚染状況の調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。
- Q2-(3)-2 土壌の汚染状況の調査結果に有効期限はありますか。
- Q2-(3)-3 土壌の汚染状況の調査はどのように行えばよいですか。
- Q2-(3)-4 盛土等区域が事業区域内で点在している場合、土壌の汚染状況の調査の区域数は「盛土等区域の合計面積から算出」もしくは「各盛土等区域毎にその面積から算出」のどちらで考えたらよいですか。

(4) 県との事前協議について

- Q2-(4)-1 県との事前協議は必要ですか。
- Q2-(4)-2 事前協議は、県庁の盛土対策課と行えばよいですか。

3 申請に関すること

- Q3-(1)-1 申請書は、どこに提出すればよいですか。
- Q3-(1)-2 申請書を提出して許可までにどの程度の期間がかかりますか。
- Q3-(1)-3 申請書に添付すべき書類等にはどのようなものがありますか。
- Q3-(1)-4 許可申請時に手数料はかかりますか。
- Q3-(1)-5 関連する他法令の許認可の手の進め方について優先順位はありますか。
- Q3-(1)-6 申請時に、管理責任者等が決まっていなかった場合は、どのようにしたらよいですか。
- Q3-(1)-7 都市計画法第29条の許可が必要な事業では、都市計画法の技術基準に従っていることを証明するために、申請書類には何を添付したらよいですか。

4 その他

(1) 盛土等の解釈について

- Q4-(1)-1 条例で規定する盛土等に「埋戻し」は含まれますか。
- Q4-(1)-1-① 建築物内の床面を構築するために、コンクリート基礎で囲まれた内側に土砂等を搬入する行為は、盛土等に該当しますか。
- Q4-(1)-2 砂利採取後に生じた凹地への土砂等を埋戻す行為は、条例の許可が必要になりますか。
- Q4-(1)-3 駐車場の建設時に、現地盤をセメント改良して路床を形成することがありますが、盛土等の量は、路床、路盤及び舗装を除いて算出してよいですか。

(2) 構造基準について

- Q4-(2)-1 盛土等を行うときは、調整地の設置は必須ですか。
- Q4-(2)-2 非線引きの区域では3000m²以上から都市計画法第29条の許可が必要となるため、3000m²未満では、市町土地利用事業の基準が適用されていました。条例における調整池の設計は、都市計画法の基準に準ずるとのことですが、3000m²未満の開発については、土地利用事業の基準を適用することはできませんか。
- Q4-(2)-3 構造基準の解説では、調整池の設置の必要性については、放流先の管理者と協議することとされており、手引きでは、「同意を証する書類」の添付が求められています。管理者の同意書が必須というのでしょうか。

Q4-(2)-4 1 m以下の擁壁でも構造計算等は必要ですか。

Q4-(2)-5 宅地造成等規制法第14条に基づく認定擁壁を使用する場合、構造計算書の添付は必要ですか。

(3) 着手日について

Q4-(3)-1 盛土等に着手した時は、着手した日から起算して10日以内に、着手届を提出する必要がありますが、盛土等の用に供する施設（調整池、排水路等）の工事から着手した場合は、その日が着手日となりますか。

■発注者、施工業者向けQ&A

1 工事で発生する土砂等を工事区域内で使用する場合

Q1-1 工事で発生する土砂等を工事区域内で盛土等に使用する場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

Q1-2 工事で発生する土砂等を工事区域内で盛土等に使用する場合、発注者又は施工者は土壌の汚染状況の調査を行う必要がありますか。

2 工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合

Q2-1 工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

Q2-2 工事で発生する土砂等を工事区域外に運び出す場合、発注者又は施工者は土壌の汚染状況の調査を行う必要がありますか。

3 工事で盛土等を行うための土砂等を工事区域外から持ち込む場合

Q3-1 土砂等を工事区域外から持ち込んで盛土等を行う場合、発注者又は施工者は許可を受ける必要がありますか。

Q3-2 土砂等を工事区域外から持ち込んで盛土等を行う場合、誰が持ち込む土砂等に関する土壌の汚染状況の調査を行う必要がありますか。

1 土木工事施工業者

- Q1-1 盛土条例の対象となる高さ（厚さ）はありますか。
- Q1-2 舗装工事における、路盤は盛土等に含まれますか。
- Q1-3 土砂等を工事区域外に搬出する場合、盛土条例の許可を受ける必要はありますか。
- Q1-4 土砂等を搬出する場合、土壌が汚染されていないことを、どのように証明したらよいですか。
- Q1-5 土砂等（再生土としての再生砕石等を含む）を搬入し、工事で使用する場合、盛土条例の許可が必要となりますか。
- Q1-6 土砂等を搬入する場合、土壌が汚染されていないことを、どのように確認したらよいですか。
- Q1-6-① 土砂等を搬出する場合に、残土処理業者から、汚染されていないことの証明を求められたとき、どのように証明したらよいですか。
- Q1-6-② 土地の利用状況等の調査はどのように行えばよいですか。
- Q1-7 土砂等を工事区域内外に一時的に仮置きする場合、盛土条例の許可は必要ですか。
- Q1-8 森林法や都市計画法の許可を受けて造成工事等を行っており、まだ許可期間が残っている場合でも、施行日（令和4年7月1日）以降、盛土条例の許可を受ける必要がありますか。
- Q1-9 建築工事において、基礎内に土砂等を埋戻すことがあるが、この行為は条例の対象となるか。
- Q1-10 ストックヤードは、条例の許可が必要ですか。
- Q1-11 ストックヤードにおいて、地面がアスファルトやコンクリートで覆われている場合、土壌の汚染の状況調査はどのように実施したらよいでしょうか。

2 採石、砂利採取、改良土及び再生土を生産・販売する業者

- Q2-1 区域外から、再生土の素材（土砂等）を搬入し、区域内に一時的に仮置きする場合、盛土条例に基づく許可は必要ですか。
- Q2-2 区域外から、再生土の素材（土砂等）を搬入し、区域内に一時的に仮置きする場合、盛土条例に基づく許可は必要ですか。
- Q2-3 採石や砂利採取の跡地を緑化するために、区域外からの土砂等を搬入し、盛土、埋立て、覆土を行う場合でも、盛土条例の許可が必要ですか。
- Q2-4 砕石、砂利、改良土及び再生土を販売する際、その都度、土壌の分析が必要となりますか。
- Q2-5 採石や砂利採取の跡地を緑化するために、採取前に表土を剥ぎ取り、認可を受けた区域内に一時的に堆積させる場合、許可は必要ですか。
- Q2-6 ストックヤードは、条例の許可が必要ですか。

3 残土処理業者

- Q3-1 残土処理業者は許可を受ける必要がありますか。
- Q3-2 搬入される土砂が少量でも土砂等の汚染状況の確認は必要ですか。
- Q3-2-① 搬入される土砂等の汚染状況の確認は、どのように行えばよいですか。
- Q3-2-② 土地の利用状況等の調査が提出された場合、どのようなことに注意して受入れをすればよいですか。
- Q3-2-③ 土壌の分析調査の結果、土砂基準を超過した土砂等はどのように処分したらよいですか。
- Q3-2-④ 汚染のおそれのないことの証明書は、どの程度の頻度で提出を求めればよいですか。
- Q3-2-⑤ 汚染のおそれのないことの証明書は、確認後、どのように扱えばよいですか。
- Q3-2-⑥ 土地の使用状況等の調査（地歴）では心配なので、土壌の分析を求めてもよいですか。
- Q3-3 新たに受け入れる土砂等の汚染状況は調査可能ですが、既に受入れ済みの土砂等の汚染状況の調査も必要でしょうか。
- Q3-4 定期的な土壌の汚染の状況及び水質の調査の結果、土砂基準等を超過していることが判明した場合、どのように対応したらよいでしょうか。
- Q3-5 森林法の許可期間や土採取等規制条例の届出期間が残っている場合でも、施行日（令和4年7月1日）以降、盛土条例の許可を受ける必要がありますか。

4 農林業者

- Q4-1 農業における畝立てや畔の補修は許可を受ける必要がありますか。
- Q4-2 田んぼから畑への農地転換のための盛土や埋立ては許可を受ける必要がありますか。
- Q4-2-① 土砂や砂利採取のために畑等を一時的に転用し、砂利等の採取後に埋立てて畑に戻す場合、許可を受ける必要がありますか。
- Q4-2-② 土砂や砂利採取のために畑等を一時的に転用し、砂利等の採取後に埋立てて畑に戻す場合、調整池や排水施設の設置は必要ですか。
- Q4-3 林業のための作業道等の設置は、許可を受ける必要がありますか。

■生活環境の保全のための基準にかかる調査Q&A

1 土壌の汚染状況の確認に関すること

1-1 一般的な事項に関すること

- Q1-1-① なぜ、土壌汚染対策法と盛土規制条例では、調査項目が異なるのですか。
- Q1-1-② 土砂基準物質の分析方法はどのような方法ですか。
- Q1-1-③ 盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。
- Q1-1-④ 盛土等を行う場所が岩盤等であり、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査の試料採取が困難である場合、どうすればよいか。
- Q1-1-⑤ 土壌の汚染状況の調査の結果には、どのような書類を添付すればよいですか。
- Q1-1-⑥ 盛土規制条例に基づく調査方法がよくわかりません。区画の区分、試料の採取方法を教えてください。
- Q1-1-⑦ 土地の利用状況等の調査も認められることとなったのですか。
- Q1-1-⑧ 土地の利用状況等の調査の結果として、どのような書類を添付すればよいですか。

1-2 「申請時の調査」に関すること

- Q1-2-① 既に、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施した箇所でも、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査を実施する必要がありますか。
- Q1-2-② 申請時の盛土等を行う区域の土壌の汚染状態の調査として、分析調査に加え「土地の利用状況等の調査」が認められるのですか。
- Q1-2-③ 土対法4条届をもって、条例で規定する土砂基準物質29種類の汚染のおそれがないことの証明とすることはできませんか。

1-3 「施行中(6か月毎の定期調査)」に関すること

- Q1-3-① 工程により、盛土等を行った深さが50cmに満たない場合、土砂等の採取をどのように行えばよいですか。
- Q1-3-② 定期調査は、事業開始後6か月目に実施しなくてはなりませんか。
- Q1-3-③ 令和5年1月から運用の見直しが行われた定期調査の実施方法はどのようなものですか。
- Q1-3-④ 面積が大きく区分数が多い場合でも、定期調査の分析調査の見直しによって、1検体の分析でよいということですか。
- Q1-3-⑤ 現地内の切土土砂(現地流用土)のみを用いて盛土を行う場合でも、定期的な土壌汚染状況の調査は必要ですか。
- Q1-3-⑥ 土砂等を受け入れる際に土壌の分析調査結果を確認していますが、定期調査の分析調査を実施しなくてはなりませんか。

1-4 「完了時の調査」に関すること

- Q1-4-① 完了検査時の試料採取については、工程のどのタイミングで採取すればよいですか。
- Q1-4-② 工程により、盛土等を行った深さが50cmに満たない場合、土砂等の採取をどのように行えばよいですか。
- Q1-4-③ 締め固めの状態により、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査の試料採取が困難である場合、どうすればよいですか。

1-5 同一区域内で発生する土砂等のみで盛土等を行う場合

- Q1-5-① 現地内の切土土砂(現地流用土)のみを用いて盛土を行う場合でも、定期的な土壌汚染状況の調査は必要ですか。
- Q1-5-② 現地で発生する切土土砂のみを用いて盛土等を行う(現地流用)場合、申請時に行う土壌汚染状況の調査はどのように実施すればよいですか。
- Q1-5-③ 現地で発生する切土土砂のみを用いて盛土等を行う場合(現地流用)であって、切土区域の土壌汚染状況の調査を実施する場合、調査箇所数はどのように選定したらよいでしょうか。

2 水質調査に関すること(施工中(6か月毎)、完了時)

- Q2-1 盛土等の区域内からは常水がなく、定期報告時又は完了後の水質の調査が難しいのですが、どのように調査したらよいですか。
- Q2-2 水質調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。
- Q2-3 水質の試料はどのように採取すればよいでしょうか。
- Q2-4 水質調査の採水場所は、どこで行えばよいですか。
- Q2-5 水質調査の分析方法はどのような方法ですか。
- Q2-6 水質調査を行うための施設、構造とはどのようなものを指しますか。
- Q2-7 現地内の切土土砂のみを用いて盛土を行う場合(現地流用)でも、定期的な水質調査は必要ですか。

3 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認

- Q3-1 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認はどのように行ったらよいですか。
- Q3-2 土地の利用状況等の調査はどのように行ったらよいですか。
- Q3-3 搬入土砂等の分析調査はどのように行ったらよいですか。
- Q3-4 土地の利用状況等の調査を行わず、直接分析調査を行う場合はどのように調査を行ったらよいですか。
- Q3-5 改良土又は再生土の場合、どのように確認を行ったらよいですか。
- Q3-6 改良土のうち、石灰を混合する場合でも分析調査は必要ですか。